住民税・所得税・復興特別所得税の申告

所得税および 復興特別所得税(国税)の 確定申告

市役所3階申告会場で必要な主なもの

- ▶給与・年金等の源泉徴収票
- ▶各種控除に必要な書類
- ・生命保険料や地震保険料控除証明書
- ・社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
- ・寄附金の控除証明書または領収書
- ・医療費控除の明細書
- ▶筆記用具・計算機
- ▶マイナンバーカードの写し(お持ちでない人は、番号 確認書類と身元確認書類の写しを持参)
- ※番号確認書類=通知カードまたはマイナンバー記載の 住民票の写し
- ※身元確認書類 = 運転免許証や公的医療保険の被保険者
- ▶ (還付申告の場合のみ) 申告相談者の口座情報がわか
- ▶確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告 のお知らせ」ハガキまたは封書(お持ちの人のみ)

住民税(市・府民税)の申告

間税務課市民税係 (☎983-1113、2164)

住民税の申告が必要な人

・令和5年1月1日現在、八幡市内に住所があり、令和 4年に所得(収入)があった人など

申告に必要な主なもの

▶前述「所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告」 の「市役所3階申告会場で必要な主なもの」のとおり ※マイナンバーカードは原本でも可(郵送の場合は写し を同封)

住民税の申告が不要な人

- ▶所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した
- ▶収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報 告書」が提出されている人
- ▶令和4年中に所得がなかった人
- ※令和5年度の非課税(所得)証明書が必要な人は申告が 必要です。このほか、国民健康保険料、介護保険料、後期 高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの 算定に影響が出る場合は、必ず申告してください。
- ※申告が不要な人でも、扶養控除・生命保険料控除・地 震保険料控除等の申告をされた場合、住民税額が下が る場合があります。

確定申告会場は大勢の人で混雑しま す。会場内の密を避ける観点から、可能



ツ

よ

る

提

~"

を

な限り、パソコンやスマホか 送やe-Tax(電子申告)による提出 にご協力ください。

住民税の申告は郵送提出も可能です が、申告書の作成が困難な人は、申告会 場ほか市役所2階税務課市民税係までご 相談ください。

税の申告相談会場のご案内

※今年も2の申告会場の場所を変更しています。

事治税務署 問字治税務署(☎0774-44-4141)

開催日程	場所	時間	申告の種類
<mark>3月15日(水</mark>)まで ※土・日を除く。	宇治税務署	相談受付時間 午前9時~ 午後4時	▶土地・建物・株式 等の譲渡所得、雑 損控除、住宅借入 金等特別控除、 <mark>令</mark> 和3年分以前の確 定申告、贈与税や 相続税等の申告

- ※入場の際に「入場整理券」が必要となります。入場整理券はLINEによ る事前発行および会場で当日発行しますが、発行状況に応じて、後日の来 場をお願いする場合があります。
- ※会場では、原則としてご自分でスマートフォンまたはパソコン操作をお願 いしております。
- ※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、利用できません。臨時駐 車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。
- ※新型コロナ対策として、マスクの着用および筆記用具や計算機等を持参し てください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断 りします。

2 市職員による申告相談会場 間税務課市民税係(☎983-1113、2164)

開催日程	場所	時間	申告の種類
	市役所税務課 市民税係(2 階22番窓口)	午前 8 時30分~ 午後 5 時15分	▶住民税(市民税・ 府民税)申告
3月15日(水)まで ※土・日を除く。	市役所3階市民プラザ	受付時間 午前9時~ 午後4時 ※定第 解時に切。 相談時間 午後1時~ 4時 午後1時~	▶住民税(市告 府民税)申得税の 市告 下と本 中告税の年与 ののののの のののののの のま は を で で で で の の の の の の の の の の の の の の の

- ※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配布します。
- ※混雑状況により、長時間お待ちいただくことや、早めに受付を終了する場 合があります(例年、3月上旬までは大変混み合います)。

八幡人権・交流センター

閉館時間の変更について

令和5年4月1日から八幡人権・ 交流センターの閉館時間が変わりま す。

変更前 午前8時30分~

午後8時

変更後 午前8時30分~

午後5時15分

※市税や保険料、市営住宅家賃、共 益費等の収納窓口についても、午後 5時15分までとなります。

問人権政策課(☎981-3127)

6 4 に解え、 4などをした場合をしてください。 続きが必要です。

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に軽自動車をめ、4月2日以降に廃車等め、4月2日以降に廃車等をされても、その年度の軽自動車税(種別割)は全額的めていただくことになります。

バイク等の譲渡・廃車は 3月末までに手続きを

登録および廃車の手続き・問合せ先 【必要なもの】 ●原動機付自転車 (総排気量125cc以下) ナンバープレート、標識交付証明書、 本人確認書類(代理人が手続きを行 ●農耕作業用自動車 う場合は委任状と代理人の本人確認 (トラクター等) 小型特殊自動車 間市役所税務課市民税係 (フォークリフト等) ●ミニカー **(☎**983-1113、2164) 二輪の小型自動車 固京都運輸支局 (総排気量250cc超) ●二輪の軽自動車 **(25**050-5540-2061) (総排気量125cc超250cc以下) 固軽自動車検査協会 ●三輪または 四輪の軽自動車 **(25**050-3816-1844)